

当用漢字音訓表の勘違い

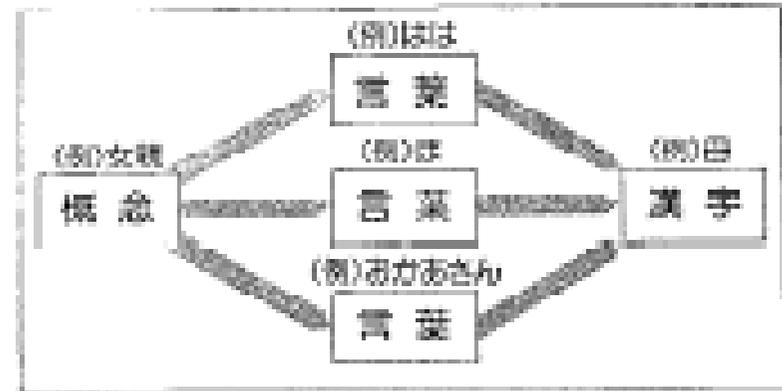
音訓表を判定した理由は、国語審議会の述べる所に拠りますと、「漢字は字数の多いことが学習負担になってある上に、一つの字にいくつもの音訓がある為、負担が一層大きくなってある。故に、音訓を極力制限して合理化する必要がある」といふものであります。

例へば、「母」といふ漢字が“はは”と読めたり、“ぼ”と読めたり、“おかあさん”と読めたりするのは大変だから、前の二つだけ残して、“お^{かあ}さん”といふ使ひ方を制限した」といふことですが、そもそもこの考へ方が大間違いなのです。

「母」といふ字に幾通りもの読み方がある」と言ひますが、正確に言へばその反対で、次頁の上図のやうに「“はは”“ぼ”“かあさん”などの同一概念の言葉を一つの漢字で間に合せてある」といふのが正しい見方、考へ方であって、用法を複雑にしてある所か、簡易化、合理化に一役買っているのです。

「言葉が先に存在してある」のであって、それをどう表記するかといふことで、表記の問題が起るのです。ですから、“女親”を意味する言葉が三つありますが、同じ概念の言葉だから、同じ漢字の“母”でこれを表記して来たのです。それを、「“はは”と“ぼ”は“母”を使っても好いが、

“かあさん”には使ってはいけない」と制限することこそ、表記を複雑にすることになるではありませんか。



数学では、「A = B」は「B = A」ですが、「僕は君と同じ権利を有つ」といふ言ひ方は「君は僕と同じ権利を有つ」といふ言ひ方と比べますと、大変な違いがあります。「両者の権利が同等である」ことを主張してある点は同じですが、前者は自己の権利を主張してあるのに対し、後者は相手の権利を尊重した言葉です。

それと同じことで、「一つの漢字が幾通りにも読める」と言へば誰だって「漢字は複雑で厄介なものだ」と思ふでせう。然し、「幾つもの同じ意味の言葉か二つの漢字で間に合はせてある」と言へば、複雑なのは言葉であって、その複雑な言葉を統一整理する働きをしてあるのが漢字である」といふ事が解るでせう。

このやうに、「A = B」といふ一つの事実でも、表現の仕方を変へると、その事実に対する評価が全く正反対になることを知らなければなりません。国語審議会は、この認識が無い上に、「言葉が先にある」といふ事実さへ認識が無かったものですから、煩雑さの罪が言葉の方にあることに気付かないで、漢字を責めたのです。